



# 青色防犯パトロールの 活動物品を支給します！



神戸市では、市内で青色防犯パトロール活動を行っている団体に  
青色回転灯などのパトロール物品の支給を行っています。



## 支給対象（すべての要件に該当）

- 兵庫県警察から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体
- パトロール実施地域が神戸市内であること



## 支給物品（自動車1台につき）

- 青色回転灯1基
- 広報用マグネットシート2枚



## 支給までの流れ（初めて受ける場合）

- ①警察署から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受ける
- ②「神戸市青色防犯パトロール活動物品支給申請書」に必要事項を記入
- ③申請書と、兵庫県警から交付された「**証明書**」と「**標章**」のコピーをあわせて、  
下記の申込み先へ**郵送**で申請
- ④申請受付から約1か月後に結果の通知
- ⑤物品の受け取り

※故障の更新は、以前にお渡しした物品を持って危機管理局防犯対策課までご連絡ください。



## 申込み先（申請は郵送受付のみ）

〒650-8570（住所不要）  
神戸市危機管理局防犯対策課「青色防犯パトロール物品支給」行



### 【問い合わせ先】

神戸市危機管理局防犯対策課  
電話：078-322-6238

裏面「注意事項」を必ずご一読ください

## 注意事項

○物品の支給を受けることができる団体及び自動車（以下のすべての条件を満たすこと）

- (1) 兵庫県警察から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体
- (2) パトロール実施地域が神戸市内

○自動車 1 台に対する支給物品（どちらか 1 種類の支給も可能です）

- ・青色回転灯 1 基
- ・マグネットシート 2 枚

※過去に神戸市及び兵庫県警察から上記の物品支給を受けている場合は、当該物品が故障した場合に限って支給します。

○支給した物品の維持管理は、物品の支給を受けた団体が適切に維持管理していただき、物品の使用にかかる経費は物品の支給を受けた団体の負担となります。

○物品支給決定後、下記のいずれかに該当する場合は、物品の支給決定を取消し、支給した物品の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合
- (2) 青色防犯パトロール活動以外の目的に支給した物品を使用したとき
- (3) 兵庫県警察から青色防犯パトロール活動に係る証明を取り消された場合
- (4) その他、その活動が物品支給団体として不相当であると市長が認める場合

## 〈記入例〉

神戸市長 様		令和●●年●●月●●日		記載日を記入してください。
団体名称		三宮防犯協会		県警から交付された証明書に基づいて記入してください。
代表者氏名		神戸 太郎		
団体所在地		〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1		
連絡先電話番号		078-331-8181		
神戸市青色防犯パトロール活動物品支給申請書				
神戸市青色防犯パトロール活動物品支給事業要綱第6条第1項の規定により、物品の支給を希望しますので、関係書類を添えて申請します。				
1 支給を受けようとする物品				
	対象となる自動車の 自動車登録番号又は車両番号	希望する物品に○をつけてください。 青色回転灯 (1台につき1基)      マグネットシート (1台につき2枚)		備考
1	神戸123 あ 12-34	○	○	記入例
1				
2 関係書類				
(1) 「証明書」(兵庫県警察本部長交付) の写し				
(2) 対象となる自動車の「青色回転灯装備車(自主防犯パトロール中)標章」の写し				

活動で使用する自動車ごとに、希望する物品に○を付けてください。

10台以上申請する場合は継続紙をご利用ください。